

鳥取市肢体不自由児者父母の会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市肢体不自由児者父母の会活動補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市における身体障がい児（者）及びその家族が幸せに暮らすために、互いに努力しながら教養を深め、会員相互の親睦と理解により福祉の向上を図ることを目的とする鳥取市肢体不自由児者父母の会（以下「父母の会」という。）の活動に要する経費に対し補助金を交付し、もって、障がい者福祉の増進に資することを目的とする。

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、父母の会の活動に要する経費（ただし、飲食に関する経費は除く。）に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年9月30日までに行わなければならない。

2 規則第10条の規定に関わらず、同条に規定する着手届及び完了届の提出は不要とする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(交付の時期)

第6条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金の交付は、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金が交付された年度の翌年度の4月30日までにしなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。